平成２３年（フ）第５６９号
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷822番地、前住所栃木県宇都宮市清原台１丁目６番29号レオパレス清原台106
債務者　田中　重行
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
島根県出雲市大津町262番地　山本マンション203
債務者　岡　真美江（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４８９号
栃木県宇都宮市戸祭１丁目12番32号　戸祭マンション108号室、前住所栃木県宇都宮市駒生町1621番地12
債務者　相良　典正
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９３６号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目718番地　彦坂荘１号棟２Ｆ８号室
債務者　林　　安恵（旧姓久瀬）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６６号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目25番17号
債務者　岩井小百合
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５４号
岡山市南区豊成３丁目23番23号ロビニエ豊成203
債務者　大島敏三郎
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８号
岡山県瀬戸内市長船町長船393番地８
債務者　木村　美佳
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６０号
岡山市北区津島福居２丁目14番14―２号　リバティーアパート10号、旧住所岡山市北区奉還町２丁目７番９号　秋山タウンハウス１号
債務者　前田　達実
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６７号
岡山市北区東島田町１丁目７番22号　にっせんれん21―303号
債務者　栢野優美子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７５号
岡山市北区中央町３番17―307号
債務者　持主　栄治
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７８号
岡山市北区東中央町４番３号　東中央町ハイツ305
債務者　悠城加奈子こと　陳　　淑月
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８８号
岡山市北区西古松１丁目１番20号　コーポ山田202号
債務者　安達　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７２号
岡山市北区清輝本町４番26―907号
債務者　寺谷　敏幸
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０号
沖縄県中頭郡中城村字久場1985番地　コーポ久場崎201号
債務者　宮里　　爾
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市鶴田町3361番地25、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1215番地１　プリマヴェーラ110
債務者　大山　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係